

( 審査案件第 6 4 号 )

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

社会福祉法人 \* \* \* \* 「 \* \* \* \* 」の自閉症支援実践報告書が不存在であるとした決定は妥当である。

### 第 2 異議申立ての経過

- 1 平成 17 年 ( 2 0 0 5 年 ) 8 月 1 9 日、異議申立人は、長野県情報公開条例 ( 平成 1 2 年長野県条例第 3 7 号。以下「本件条例」という。 ) に基づき、長野県知事 ( 以下「本件実施機関」という。 ) に対し、社会福祉法人 \* \* \* \* 「 \* \* \* \* 」 ( 以下「本件施設」という。 ) に係る次の文書について公開請求を行った ( 以下「本件請求」という。 )

自閉症支援施設の自閉症支援実践報告書  
監査指摘事項に対する回答文書  
施設認可申請、許可に係る文書一式

- 2 同月 3 1 日、本件実施機関は、本件請求 から に対して、それぞれ次のとおり、文書の特定を行い、公文書一部公開決定 ( 以下「本件決定」という。 ) を行って、異議申立人に通知した。

本件実施機関は、「自閉症支援実践報告書」について、そのものの名称の文書あるいは、そのものの名称のものでなくとも本件施設が本件実施機関に提出するために施設入所者に対する指導、支援などの記録をまとめて作成した文書を指すものとして特定した。(以下これらを「請求対象文書」と総称する。)

そのうえで、請求対象文書は、本件実施機関が社会福祉法 ( 昭和 26 年法律第 45 号、旧社会福祉事業法の題名を平成 12 年法律第 111 号により改正 ) に基づき提出を受けている設置届出書及び現況報告書には含まれておらず、他の目的でも徴収していないため、請求対象文書は存在しない、とした。

「社会福祉施設等実地 ( 書面 ) 指導 ( 指導監査 ) における問題点の是正改善状況について ( H17.5.17 ) 」

非公開部分なし。

「社会福祉事業法第 57 条による施設設置届の受理について ( H12.3.28 ) 」添付の「履歴書」等のうち、個人に関する情報を非公開とした。

- 3 同年 9 月 7 日、異議申立人は、本件決定のうち について、請求対象文書は存在するなどとして、本件決定の一部の取消しを求め、本件異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 請求対象文書の存在について

本件実施機関は、本件施設の施設長に、自閉症児者\*\*\*\*\*検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員を委嘱している。

自閉症施設で支援実績があり、専門的知見を有する人が委員となり、議論してこそ、検討委員会が意義あるものとなるから、自閉症支援の実績のない施設の施設長が、専門家として意見を述べることを期待されている検討委員会委員に委嘱されることはないと考えられる。

したがって、本件実施機関は、この点を審査するために、本件施設の請求対象文書を入手保管しているはずである。

また、本件実施機関は、本件施設の施設長を検討委員会委員に委嘱したのは、米国での研修歴、横浜市での実践活動歴等、自閉症支援の分野の第一人者であることが、その著作等を通じて関係者の間で著名であるからと説明するが、同人の米国、横浜市における自閉症支援の実践内容は公表されておらず、著作等を通じて著名であるともいえないから、本件実施機関は、具体的な資料をもって同人の業績について証明する必要がある。

#### 2 請求対象文書の入手義務について

本件実施機関は、本件条例は実施機関が現に管理する文書を対象とするものであると主張する。しかし、本件実施機関は、当然に自閉症支援実績が記載されている文書を入手しておくべきであった。

また、本件異議申立てを行ってから、理由説明書を提出するまでの時間を考えれば、その間に本件施設に出向いて、自閉症支援の実態を把握し、理由説明書に記載して報告することもできるはずである。当該文書がなければ、本件施設から入手して説明すべきである。本件実施機関の担当者は、説明責任を果たす意思がないと思われる。

### 第4 実施機関の説明の要旨

#### 1 請求対象文書の不存在について

異議申立人の公文書公開請求書には「自閉症支援実績報告書」とあるが、これはそのものの名称の文書あるいは、そのものの名称でなくとも本件施設が本件実施機関に報告するために、施設入所者に対する指導、支援などの記録をまとめて作成した文書を指すものと思われる。

本件実施機関では、社会福祉法に基づき、社会福祉法人から、社会福祉施設設置

時に設置届出書を、また、毎年、現況報告書を徴している。

しかし、これらの文書とは異なり、請求対象文書については、提出が義務付けられておらず、実際にも提出されていない。

## 2 異議申立人の主張について

### (1) 検討委員会委員の委嘱理由と請求対象文書の存否

異議申立人がその主張の中で触れている検討委員会は、自閉症の人々が教育、保育現場等において、どこでも一定水準の理解や支援を得られるようにと作成された「自閉症\*\*\*\*\*」の検討等のために本件実施機関が設けたもので、委員には、医療関係者、自閉症児者の保護者、福祉施設関係者、県教育委員会関係者、県福祉関係部局関係者の5分野から13名の委員を委嘱しており、本件施設の施設長も含まれている。

本件施設の施設長を委嘱したのは、米国での研修歴、横浜市での実践活動歴等、自閉症支援の分野の第一人者であることが、その著作等を通じて関係者の間で著名であり、検討委員会委員の委員として適任と判断したことによるものであって、異議申立人が主張するような本件施設における個別具体的な自閉症支援実績は審査していない。

したがって、本件施設の施設長に検討委員会委員を委嘱したことは、請求対象文書が存在する理由となるものではない。

### (2) 公開のための請求対象文書の入手

異議申立人は、請求対象文書がなければ、本件施設から入手して説明すべきであると主張するが、本件条例は、実施機関が現に管理する文書を対象とするものであり、そうした対応までを義務付けたものではない。

異議申立人から本件施設の施設長の委嘱理由を尋ねられたことはなく、公文書公開請求書の記載も「自閉症支援実践報告書」というだけで、委嘱理由を求めるといふ趣旨を読み取ることはできなかった。

実際の委嘱理由は上記(1)のとおりだが、求めがあれば、同様の趣旨を口頭で説明することは可能である。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査の対象について

本件異議申立てで争われているのは、請求対象文書の存否である。「請求対象文書」は、上記のように、社会福祉法人\*\*\*\*\*「\*\*\*\*\*」に係る「自閉症支援実践報告書」という名称の文書、あるいは、そのものの名称のものでなくとも本件施設が本件実施機関に提出するために施設入所者に対する指導、支援などの記録をま

とめて作成した文書である。

本件実施機関は、請求対象文書を徴収していないとして、不存在決定を行っている。

これに対して、異議申立人は、本件施設の施設長を検討委員会委員に委嘱する際、請求対象文書を入手しているはずであり、そうでなければ本件施設の施設長を検討委員会委員に委嘱するのに必要な自閉症に関する実績の審査ができないとして、本当に入手していなければ、本件施設から入手して説明すべき旨主張している。

本件実施機関は、請求対象文書は提出が義務付けられておらず、実際にも提出されておらず、存在しないと主張するので、まずこの点について検討する。

また、検討委員会委員委嘱と請求対象文書の関係について異議申立人は、本件施設の施設長に検討委員会の委員を委嘱したのであるから、本件実施機関は請求対象文書を入手しているはずであると主張しているため、この点についても併せて検討する。

## 2 請求対象文書の存否について

### (1) 請求対象文書の提出義務の有無と提出の有無

本件施設は、本件実施機関が、社会福祉法に基づいて所轄する社会福祉法人が経営する社会福祉施設である。

本件施設の設置に当たっては、旧社会福祉事業法第57条の規定により、施設設置届が提出されており、本件決定では、添付の履歴書に記載された個人に関する情報を除いて、異議申立人に公開されている。

また、社会福祉法人は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に所轄庁に対して、事業の概要等を届け出ることとされており、本件実施機関には、毎年、同条により現況報告書が提出されている。この報告書には、事業の概要のほか、役員や財産の状況などが記載され、貸借対照表等が添付されているが、自閉症支援の実績を示す事項が記載されているものではない。

これら以外に、同法には、知事が、社会福祉法人に対して、法令等が遵守されているか確認するため業務等の状況について報告を徴し、業務等の状況を検査することができるとする規定(第56条第1項)、都道府県が社会福祉法人に補助金の支出等助成を行った場合、知事が、事業等の状況について報告を徴することができるとする規定(第58条第2項第1号)、知事が社会福祉事業を営む者に対し、必要と認める事項の報告を求め、事業経営の状況を調査することができるとの規定(第70条)はあるが、異議申立人が請求するような自閉症支援の実績を示す書類については、提出が義務付けられているものとはいえない。そのほか、法律以外に請求対象文書の提出を義務付ける条例、規則、通知等もない。

また、本件実施機関の説明によれば、請求対象文書は実際にも提出されていないとのことである。

### (2) 検討委員会委員委嘱と請求対象文書の存否

異議申立人は、本件施設の施設長に検討委員会の委員を委嘱したのであるから、本件実施機関は請求対象文書を入手しているはずと主張するが、本件実施機関の説明によれば、本件施設の施設長を委嘱したのは、米国での研修歴、横浜市での実践活動等歴等、自閉症支援の分野の第一人者であることが、その著作等を通じ関係者の間で著名であり、検討委員会委員として適任と判断されたことによるものであって、異議申立人が主張するような本件施設における個別具体的な自閉症支援実績は審査していないとのことである。

この点について検討するに、およそ行政機関に設けられる委員会等の委員（候補者）の選定に当たっては、多種多様な事情が考慮されるのが一般的であり、検討委員会の委員についてこれと別異にすべき理由は特に見当たらない。そして、当審査会が本件実施機関から提示された図書により確認したところによれば、本件施設の施設長には、一般にも入手できる形で米国における研修、横浜における活動を踏まえた自閉症に関する著作や報告書の存在が認められるから、これらを考慮して人選したとする上記本件実施機関の説明は、特に不合理とはいえない。

### （３）まとめ

以上のとおり、請求対象文書は、法令上、提出を義務付けられておらず、実際に提出されてもいないし、検討委員会の委員を委嘱するに当たって入手したともいえないから、本件実施機関が請求対象文書を不存在とした本件決定は妥当である。

なお、異議申立人は、本件実施機関が請求対象文書を保有していなければ、本件施設から入手して説明すべきであると主張しているけれども、既に検討したように、本件実施機関が請求対象文書を保有することを義務付ける法令ないし条例上の根拠はないし、本件条例は、実施機関が現に管理している文書を対象とするものである（第２条第２項）から、このような文書を現に管理していない場合において、新たに入手して公開するという対応を実施機関に対して義務付けているものということとはできない。したがって、異議申立人の主張は認められない。

## ３ 結論

以上のことから、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第６ 審査経過

平成１７年（２００５年） ９月１３日 諮問

９月３０日 審議

平成１８年（２００６年）１０月２５日 実施機関の意見陳述

（なお、異議申立人は、意見書は提出したが、審査会席上における陳述は希望しなかった。）

	11月	7日	審議
	12月	15日	審議
平成19年(2007年)	1月	12日	審議
	2月	5日	審議
	3月	13日	審議
	4月	9日	審議
	5月	14日	審議
	6月	11日	審議
	7月	23日	審議終結